

## 理事及び監事の報酬等の支給の基準

## 理事及び監事

役員報酬規程第 4 条により「役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席 1 日につき、5,000 円を支給する。」となっている。

監事については同じく第 4 条第 2 項に「監事が会計監査のため出席したときは、その出席 1 日につき、5,000 円を支給する。」となっている。

役員報酬（理事・監事）	5,000 円
源泉徴収税額（3.063%）	153 円
差引支給額	4,847 円

## 評議員

定款第 8 条により「評議員に対しては、各年度の総額が 350,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。」とある。

平成 29 年 6 月 24 日現在 評議員は 4 名

喜友名 朝光

平良 長春

久田 和子

山城 雄夫

役員報酬（評議員）	5,000 円
源泉徴収税額（3.063%）	153 円
差引支給額	4,847 円

上記、報酬額を評議員会に出席する毎に支給する。